

# 東京外かく環状道路（関越～東名） 環境モニタリング調査（騒音・振動）の結果について（お知らせ）

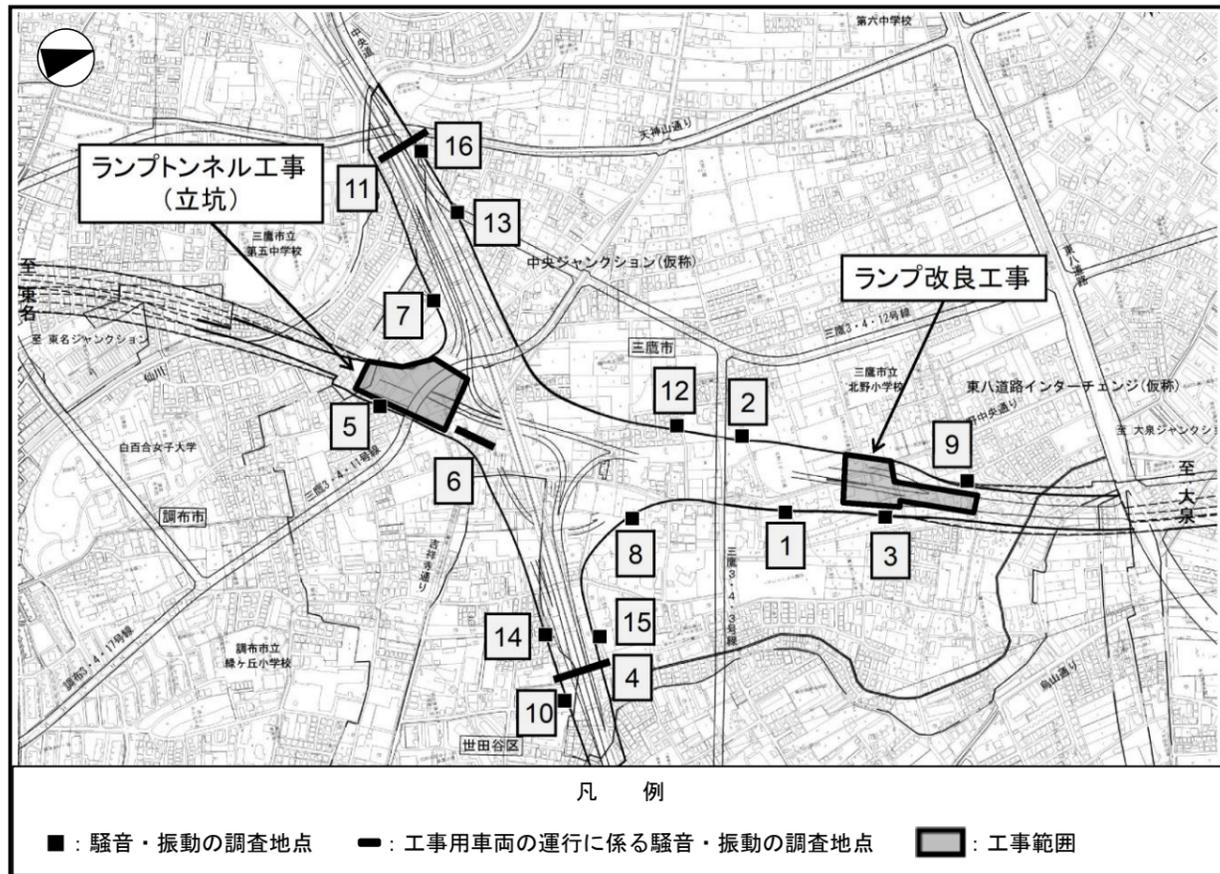
## 中央 JCT・東八道路 IC（仮称）周辺 騒音・振動調査

冬季（令和5年12月～令和6年2月）に実施した騒音・振動調査の結果についてお知らせします。

### ◆調査期間

騒音・振動：令和5年12月4日（月）、12月7日（木）、12月12日（火）、12月15日（金）  
令和6年 1月16日（火）、1月24日（水）、1月29日（月）、1月31日（水）  
令和6年 2月8日（木）、2月29日（木）

### ◆調査位置図



### ◆問い合わせ

担当窓口：国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 計画課  
電話番号：0120-34-1491（外環専用フリーダイヤル 平日9：15～18：00）

### ◆調査結果

○建設機械の稼働に係る騒音レベル（ $L_{A5}$ ）・振動レベル（ $L_{10}$ ）

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)	
		工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大
3	12月15日	64	69	35	42
	1月24日	63	68	37	51
	2月8日	63	67	36	47
5	12月12日	61	70	37	44
	1月31日	60	67	39	44
	2月29日	60	69	38	46
法令による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 <sup>※1</sup>		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 <sup>※2</sup>	
		85		75	
条例による勧告基準		指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>	
		80		70	

※1 騒音規制法の規定に基づく基準

※2 振動規制法施行規則で定める基準

※3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則で定める基準

※4 調査地点1、2、7、8、9、10、12、13、14、15、16の周辺では、12月～2月は工事が行われなかったため、調査を実施していません。

○工事用車両の運行に係る騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）・振動レベル（ $L_{10}$ ）

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)	
		昼間 <sup>※1</sup>	夜間 <sup>※1</sup>	昼間 <sup>※2</sup>	工事中最大
4	12月12日	59		39	41
	1月29日	55		38	40
	2月8日	56		37	40
6	12月7日	65		48	52
	1月16日	65		49	52
	2月8日	65		48	51
11	12月4日	58		46	48
	1月31日	58		45	47
	2月29日	58		44	47
基準値		幹線道路に近接する空間の環境基準 <sup>※3</sup>		道路交通振動の要請限度 <sup>※4</sup> （第1種区域）	
		70		65	

※1 騒音レベル $L_{Aeq}$ の昼間は6～22時の平均値

※2 振動レベル $L_{10}$ の昼間は8～19時の平均値

※3 環境基本法の規定に基づく基準

※4 振動規制法施行規則で定める限度

### ◆参考

#### ◆解説

##### ●騒音レベル $L_{A5}$

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を $L_{A5}$ と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。

##### ●振動レベル $L_{10}$

騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を $L_{10}$ と表します。これは、「振動規制法施行規則」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。

##### ●騒音レベル $L_{Aeq}$

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した値を $L_{Aeq}$ と表します。これは、「騒音に係る環境基準」に示された基準値と比較する値です。